

## 一般財団法人愛知県建築住宅センター住宅性能証明業務料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター住宅性能証明書発行業務要領」(以下「業務要領」という。)に基づき、一般財団法人愛知県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する一般財団法人愛知県建築住宅センター住宅性能証明業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務要領第18条に規定する住宅性能証明業務の料金は、申請一件につき、次に掲げる額とする。(単位：円)

住宅の区分	証明基準		料金(税込)
住宅の新築 又は新築住宅の取得	断熱等性能等級4の場合	図面審査が省略できる場合 ※1	(い) 34,000
		上記以外の住宅	(ろ) 44,000
		断熱等性能等級4の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	(は) 17,000
	一次エネルギー消費量等級4又は5の場合	図面審査が省略できる場合 ※1	(に) 36,000
		上記以外の住宅	(ほ) 46,000
		断熱等性能等級4の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	(へ) 19,000
	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の場合 ※2	図面審査が省略できる場合 ※1	(と) 33,000
		上記以外の住宅	(ち) 55,000
		耐震等級2以上の型式住宅部分等製造者認証を取得している場合	(り) 20,000
	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上の場合	図面審査が省略できる場合 ※1	(ぬ) 34,000
		上記以外の住宅	(る) 44,000
	既存住宅 (中古住宅)の取得	断熱等性能等級4の場合	新築時の建設住宅性能評価又はフラット35S適合証明を取得している場合
上記以外の住宅			(わ) 37,000
一次エネルギー消費量等級4又は5の場合		新築時の建設住宅性能評価又はフラット35S適合証明を取得している場合	(か) 22,000
		上記以外の住宅	(よ) 39,000
耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の場合		新築時の建設住宅性能評価又はフラット35S適合証明を取得している場合	(た) 19,000
		上記以外の住宅	(れ) 49,000
高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上の場合		新築時の建設住宅性能評価又はフラット35S適合証明を取得している場合	(そ) 20,000
		上記以外の住宅	(つ) 37,000
住宅の増改築等の取得	断熱等性能等級4の場合		(ね) 37,000
	一次エネルギー消費量等級4又は5の場合		(な) 39,000
	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の場合		(ら) 49,000
	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上の場合		(む) 37,000

- ※1 「図面審査が省略できる場合」とは、設計住宅性能評価書（建設住宅性能評価を行わない住宅に限る。）、省エネラベル適合性評価の適合証、省エネ住宅ポイント対象住宅証明書等（いずれも証明基準に適合している場合）を取得している場合又は住宅証明申請と併せてこれらの申請等がされる場合をいう。
- ※2 免震建築物、限界耐力計算等の特別な計算方法による戸建住宅又は共同住宅の場合は別途見積もりとする。
- ※3 別表に示す市町村の場合は、それぞれに定められた追加料金を現場審査回数分加算する。

- 2 業務要領第6条第2項に基づく住宅性能証明の再申請の料金は、変更内容により別に定める。
- 3 業務要領第8条に基づく住宅性能証明申請の取下げにより、業務要領第10条又は第16条の現場審査の一部又は全部を実施しない場合、当該現場審査に係る料金を返還するものとし、返還額は別に定める。

（料金の減額等）

第3条 住宅事業者等が、次ぎの各号のいずれかに該当する新築住宅については、前条第1項の住宅の新築又は新築住宅の取得にかかる料金を減額できるものとし、申請状況及び申請内容等に応じ別に定める。

- (1) 30日以内に10件以上の住宅性能証明の申請が見込めると認められるとき
- (2) ほぼ同一仕様の省エネ対策を行う住宅性能証明の申請が一定数以上あり、断熱等性能・一次エネルギー消費量等級の審査が効率的に実施できると認められるとき
- (3) ワンストップサービスの観点から、センターが一申請者から一定数以上の当該業務以外の業務を受けているとき
- (4) その他住宅性能証明が効率的（フラット35Sの申請と併願する等）に実施できると認められるとき

（附則）

- この規程は、平成24年6月5日より施行する。
- この規程は、平成25年4月1日より施行する。
- この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- この規程は、平成28年10月1日より施行する。

別表 地域別追加申請料金

(単位：円)

地域区分	料金(税込)	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県(注)
A地域	10,800	大垣市(都市計画区域外)、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町、	鈴鹿市、いなべ市(都市計画区域外)、菟野町(都市計画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B地域	21,600	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市(都市計画区域外)、関市(都市計画区域外)、山県市(都市計画区域外)、	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C地域	43,200	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D地域	54,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

(注) 静岡県の追加申請料金は応相談とする。

※愛知県内及び表にない地域は追加申請料金を加算しない。

※建築基準法上の中間・完了検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料の規程により追加手数料を加算し、住宅性能証明の申請料金には加算しない。

※同一団地内などで同時に複数の住宅の現場審査を行う場合の追加申請料金は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算する。ただし、申請者の都合により別々の現場審査に変更になった場合は除く。

※適合証明(フラット35)、建設住宅性能評価のいずれかの現場検査等と同時に行う場合の追加手数料等は、重複して加算しない。

※いずれの場合も、申請者の都合により加算すべき地域別追加申請料金に過不足が生じた場合は精算を行う。